

💙💙💙 八頭町病後児保育 💙💙💙

【利用可能な施設】

八頭町では、子育て支援事業の一環として、児童が病気にかかり、回復に向かっているものの、ほかの児童との集団生活が困難な時期で、お子様をご家庭で保育をされる方がいない場合に、保護者に代わって一時的に保育を行う病後児保育を行っていますので、ご利用ください。

施 設	場 所	連 絡 先	定 員
郡家東保育所	八頭町稲荷 167	0858-72-5000	2名/日
郡家保育所	八頭町郡家 71-1	0858-72-3123	2名/日
国中保育所	八頭町石田百井 3-2	0858-72-3137	2名/日
船岡保育所	八頭町坂田 30	0858-72-6400	2名/日
八東保育所	八頭町安井宿 1346	0858-84-6425	2名/日

〈実 施 日：月曜日～土曜日（日曜日、祝祭日、年末年始は除く）〉

〈利用時間：午前 7：00～午後 6：00（土曜日は 11：30 まで）〉

八頭町内
利用施設

【対象児童】

八頭町内に在住し、保育所に通っておられる児童で、風邪・骨折等の疾患で急性期を過ぎて「回復期」にあるものの、集団生活が困難であるため、個別保育を必要とする児童。（病気の「回復期」にあるかどうかは、かかりつけ医（鳥取県東部小児科医会所属の医療機関）の診察により判断します。）

※「回復期」とは次のような状態をいいます。

- ・日常かかりやすい疾病（感冒や下痢等）は、急性期を経過した状態。
- ・伝染性疾患（風疹・水痘等）は、他児への感染期を経過した状態。
- ・慢性疾患（ぜんそく等）は、症状が安定した状態。
- ・外傷性疾患（やけど・骨折等）は、症状が固定した状態。

【利用手続き等】

- ① 原則、利用日の前日までに、保育所へ予約をお願いします。
定員に余裕があれば当日の申込みも受付けます。
1 回の期間につき 3 日間の利用を限度とします。
- ② 事前にかかりつけ医（鳥取県東部小児科医会所属の医療機関）での診察が必要です。
※受診の際は、医療機関に『病後児保育利用連絡票』をご持参ください。
- ③ 『病後児保育利用申込書』とともに病後児保育利用連絡票（医師の記載が必要）を保育所へ提出してください。
- ④ 利用料金（1 人 1 日あたり 500 円）は、後日、郵送する納付書で納付をお願いします。

【問合せ】

八頭町役場町民課 電話：0858-76-0205 又は 保育所までお願いします。